

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No248号 2013.02.05
発行:JAL解雇撤回国民共闘事務局
連絡先:航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.co>

日航の違法体質がまたまた明らかに!

日航の不当解雇は組合の弱体化をねらって中心的な活動家や現役役員・役員経験者の排除を狙った不当労働行為であると、私たちは主張しています。1月に開かれた不当労働行為（行訴）裁判及び日東整裁判は、日航の違法体質・労組敵視の姿勢を改めて浮き彫りにしました。こうした事実は、解雇撤回闘争でも有効な証拠となります。安全を守るために、不当解雇撤回し日航から違法不当な労務体質の一掃をめざしましょう。

労務対策で日東整を締め出した日航

1月21日の日東整裁判で新証拠

日航の不当労働行為体質がまた一つ赤裸々になりました。1月21日、場所は東京地裁、日航の子会社つぶし日東整裁判の口頭弁論です。

日航が闘う労組=日東整労組を敵視し、JAL/JAS 経営統合に伴う整備子会社の再編に際し、「労務対策上」好ましくないとして日東航空整備を含めた整備関連会社の再編・統合に難色を示していた新証拠（会社文書）が、原告側より提出されたのです。会社文書は、次のような事実を証明しています。

旧 JAS は「高い技術力を持った日東整は、日航の整備体制に必要」として、日東整を整備体制の中に組み入れることを主張。これに対して日航は「NTM（日東整）労組は航空連系であり、労組のない JALTAM（日航の整備子会社）にとっては、現状で統合することは好ましくない」「航空連に引きずられる可能性が大きい」等として、一貫して否定的な見解を示してきたこと。

こうした日航の主張に押されて旧 JAS は、日東整労組の「闘争至上主義」の労組体質の変換計画を進めます。「執行部の状況分析は〇部長」、「体質改善策はM課長の案をベースに検討する」として、計画達成の期間は「5年間」、「3年程度で達成見込みを判断できようとする」計画=労組の変質計画を実行に移してきたのです。

こうした会社文書からも明らかなように、日航は労働組合対策上の明確な意図をもって、日東整をグループから排除し、そして最後には会社ごとつぶしたのです。日東整の事業終了と全社員解雇は、明らかに不当労働行為であったことを新証拠は示しています。



あいさつする日東整争議団 泉団長

ウソだった 日航・管財人の主張

1月28日の不当労働行為（行訴）裁判

「争議権を確立したら出資をしない」これは整理解雇方針の撤回を求め争議権投票を実施していた CCU と日航乗組に対し、支援機構から送り込まれてきた管財人代理の発言です。 “出資しなければ日航の再建はどん挫し、全社員が職を失う” だから“争議権投票は中止しろ”という脅し=不当介入発言です。



あいさつする CCU 古川委員長(28日の報告集会にて)

東京都労働委員会は、この発言は不当労働行にあたると認定したのは当然です。この命令を不服とし、その取り消しを求めて日航が行政訴訟を起こしたのが不当労働行為（行訴）裁判です。

日航は「争議権を確立したら出資をしない」というのは「支援機構の決定」であり、「労組に知らせる義務がある」、よって「不当労働行為ではない」と主張してきました。



あいさつする日航乗組宇賀地委員長(28日の報告集会にて)

しかし1月28日に開かれた口頭弁論で、これが真っ赤なウソであることが明らかとなりました。

口頭弁論では出資の可否を決定する企業再生支援委員会で、実際に争議権が確立されたら出資を取りやめるのかという検討・決定がされたかが問題となりました。

このことを古久保裁判長から質されて会社は「検討されていないと、支援機構から回答を受けていた」と答弁したのです。なんと、なんと、「検討されていない」とは……。会社主張はウソだったのです。

整理解雇=不当解雇までの過程で発生した本件は、整理解雇の4要件の1つである、「労働組合との協議など手続きは妥当であったか」に関わる問題です。ウソまでついて脅しをかけ、争議権投票をやめさせようとする、こうした異常な日航の姿勢からしても、真摯な協議がつくってきたとは、到底言えません。